小野田正守　藤森　範夫
正七位に叙する（各通）
和田　正紹
春木　邦彦
従七位に叙する（以上九月二十七日）
中井　康光
正五位に叙する
加藤　貞雄
従五位に叙する
松本　房敬
正六位に叙する
川崎　政利
内田　敬助
鈴木　止
木元　三男
従六位に叙する（各通）
（奈良県警視）
京川　篤
正七位に叙する
山口　昭一
小松　昭信
従七位に叙する（各通）（以上九月二十八日）
林田　忠生
従五位に叙する
小林　重義
安藝　寛　黒部　武
野上　清己　渡邊　隆夫
従六位に叙する（各通）
木明　末吉
正七位に叙する（以上九月二十九日）
秋山　玄雄
従四位に叙する
重田　秀勝
従五位に叙する
前川　幸男
小林　正一
渡邊　春政
松尾　一大
吉田　敬介
従六位に叙する（各通）
渡邊　順市
正七位に叙する（以上九月三十日）
関戸　龍男
藤本龍太郎
菊田　幸造
従五位に叙する
後藤　和雄
畑野　正吾
従六位に叙する（各通）
川野　政信
獅畑　輝明
大内田　章　大西　英司
藤井　禮治
旭日単光章を授ける（各通）（以上九月二十五日）
星野　浩一
旭日双光章を授ける（九月二十六日）
（北海道議会議員）
釣部　勲
旭日小綬章を授ける
梶原　行一　谷口　隆義
旭日単光章を授ける（各通）（以上九月二十七日）
大塚　義晴
瑞宝小綬章を授ける
安藤　和子　井上　清
栗川喜惣次　石井　宏
中村　金作　田邊　敏吏
瑞宝双光章を授ける（各通）
中村　隆二　田村　康弘
大井　義昭　夏目　誠
高見　武　杉本　榮
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十五日）
奥野　擴　小形昭之進
小柳　恒　武内　知子
長谷川保一　森　良持
瑞宝双光章を授ける（各通）
神山　三男
川添純二郎　実平　漠
田中久仁子
瑞宝小綬章を授ける
高橋喜三郎　武田　吉兵
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十六日）
北野　静男
瑞宝小綬章を授ける
大塚　勇趫　川俣　勲
池内　一幸　木村　裕司
小池　修　鈴木　喜一
松本　和夫　名嘉　正憲
山崎　巧　保井　良夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
上山　幸男　香村　芳彦
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十七日）
小松　昭信
瑞宝双光章を授ける
木元　三男
京川　篤
鈴木　止
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十八日）
野上　清己　渡邊　隆夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
木明　末吉
瑞宝単光章を授ける（以上九月二十九日）
小林　正一　松尾　一大
瑞宝双光章を授ける（各通）
鎌田富来雄　西野行比古
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月三十日）
菊田　幸造　藤本龍太郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（十月一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ミクロネシア国の独立記念日につき、十一月二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、パナマ国の独立記念日につき、十一月二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

船員の特定最低賃金の改正に係る交通政策審議会の意見に関する公示

国土交通省最低賃金公示第１号

交通政策審議会から全国内航鋼船運航業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第５号）及び海上旅客運送業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第６号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に国土交通省海事局船員政策課「郵便番号100―8918東京都千代田区霞が関二丁目１番３号」あて提出されたい。

平成29年11月７日

国土交通大臣　石井　啓一

交通政策審議会の意見（要旨）

１．全国内航鋼船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「246,150円」を「247,150円」に、ただし書の職員「229,700円」を「230,700円」に、部員「187,550円」を「188,550円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「178,250円」を「179,250円」にそれぞれ改正することが適当である。

２．海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（事務部職員を除く。）「243,050円」を「244,050円」に、事務部職員「188,950円」を「189,950円」に、部員「181,600円」を「182,600円」にそれぞれ改正することが適当である。

最低賃金の改正決定に関する公示

静岡労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月７日

静岡労働局長　高森　洋志

第４号中「１時間847円」を「１時間862円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月29日から効力を生ずる。

公　告

諸事項

金融商品取引業者の営業保証金に係る仮配当表公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第３条の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　エスアンドケイ投資顧問株式会社

２．住所　東京都中央区新川２－３－４新川田所ビル５階

３．代表者の氏名　代表取締役　大野　慎介

４．権利の実行の対象となる営業保証金の額

5,000,000円

５．仮配当表

(1)　権利の実行の対象となる営業保証金の額

5,000,000円

(2)　権利の実行に係る申出等の総額

2,585,853円

※配当に当たっては、金融商品取引業者営業保証金規則第17条第２項の規定により、公示に要した費用の負担がある。

平成29年11月７日

関東財務局長　浅野　僚也